

ダイオキシン類対策に係る川崎市の対応

1 市のごみ処理センターの対策

(1) ダイオキシン類削減対策工事

- ・既設の廃棄物焼却炉（処理能力4トン/時以上）に係る排出基準（ごみ焼却炉）
平成14年11月30日まで：80 ng-TEQ/m³
平成14年12月1日から：1 ng-TEQ/m³
- ・既設の廃棄物焼却炉（処理能力2トン/時以下）に係る排出基準（動物死体焼却炉）
平成14年11月30日まで：80 ng-TEQ/m³
平成14年12月1日から：10 ng-TEQ/m³
- ・浮島処理センター：平成7年10月に設置されたごみ焼却炉で、現在すでに1 ng-TEQ/m³を下回っています。また、動物焼却炉も10 ng-TEQ/m³を下回っています。

堤根、橘及び王禅寺処理センターの3既設炉については、削減対策工事を実施し、排ガス中のダイオキシン類濃度を1 ng-TEQ/m³以下に削減する計画です。

- ・堤根処理センター：平成12年度は削減対策の調査を行い、平成14年11月末日までに削減対策工事を完了予定です。
- ・橘処理センター：平成11年度から平成14年度の4か年計画でろ過集じん機への切り替え等の削減対策工事を完了予定です。
- ・王禅寺処理センター：平成10年度の削減対策に係る委託調査の結果を踏まえ、平成13年度から2か年計画で削減対策工事を完了予定です。

(2) ダイオキシン類排出実態調査

4処理センターの排ガス、飛灰、焼却灰及び排水中のダイオキシン類調査を継続します。

問い合わせ先 環境局施設部処理計画課

TEL 044-200-2586